

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第135号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市久我の杜生涯学習プラザの使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

1 京都市久我の杜生涯学習プラザの使用料を次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料							
		改 正 前				改 正 後			
		午前	午後	夜間	1日	午前	午後	夜間	1日
研 修 室	第1研修室	円 1,850	円 2,350	円 2,800	円 3,750	円 1,900	円 2,410	円 2,880	円 3,850
	第2研修室	2,350	2,800	3,300	4,700	2,410	2,880	3,390	4,830
	全 室	3,750	4,700	5,650	8,000	3,850	4,830	5,810	8,220
実 習 室	調理学習室	1,850	2,350	2,800	3,750	1,900	2,410	2,880	3,850
	工芸学習室	1,400	1,850	2,350	2,800	1,440	1,900	2,410	2,880
和 室		1,850	2,350	2,800	3,750	1,900	2,410	2,880	3,850

2 使用料を100円単位から10円単位に改定するため、使用時間を超えて使用する使用料の設定について、100円未満切上げから、10円未満切上げに改定しました。この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

なお、平成26年3月31日以前の申請に係る使用料については、改正前の額を適用することとしています。

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

円	円	円	円
1,850	2,350	2,800	3,750
2,350	2,800	3,300	4,700
3,750	4,700	5,650	8,000
1,850	2,350	2,800	3,750
1,400	1,850	2,350	2,800
1,850	2,350	2,800	3,750

を

円	円	円	円
1,900	2,410	2,880	3,850
2,410	2,880	3,390	4,830
3,850	4,830	5,810	8,220
1,900	2,410	2,880	3,850
1,440	1,900	2,410	2,880
1,900	2,410	2,880	3,850

に改め、同表備考2中「100

円」を「10円」に改め、同備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅政策課)